

平成30年6月1日開会

①

# 平成30年第2回茨城県議会定例会議案

茨 城 県

## 平成30年第2回茨城県議会定例会議案目次

	頁
第86号議案 茨城県県税条例等の一部を改正する条例 .....	1
第87号議案 茨城県旅館業法施行条例の一部を改正する条例 .....	8
第88号議案 医療法に基づき病院及び療養病床を有する診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を 改正する条例 .....	9
第89号議案 茨城県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例 .....	10
第90号議案 茨城県海外対象医師修学研修資金貸与条例の一部を改正する条例 .....	11
第91号議案 茨城県工業技術センターの使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例 .....	12
第92号議案 茨城県都市計画審議会条例の一部を改正する条例 .....	13
第93号議案 茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業及び流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 .....	14
第94号議案 茨城県県立学校設置条例の一部を改正する条例 .....	15
第95号議案 県有財産の売却処分について（茨城中央工業団地（1期地区）事業用地）.....	16
第96号議案 県有財産の売却処分について（島名・福田坪地区教育施設用地）.....	17
第97号議案 工事請負契約の締結について（（仮称）北沢トンネル本体工事（その1））.....	18
第98号議案 工事請負契約の締結について（（仮称）北沢トンネル本体工事（その2））.....	19
報告第2号 地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について .....	21

条例・その他

# 第86号議案

## 茨城県県税条例等の一部を改正する条例

(茨城県県税条例の一部改正)

第1条 茨城県県税条例（昭和25年茨城県条例第43号）の一部を次のように改正する。

目次中「第42条一」を「第41条の17一」に改める。

第2章第5節中第42条の前に次の1条を加える。

(製造たばこの区分)

第41条の17 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

- ア 紙巻たばこ
- イ 葉巻たばこ
- ウ パイプたばこ
- エ 刻みたばこ
- オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

第42条の2の次に次の1条を加える。

(製造たばこことみなす場合)

第42条の2の2 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社その他の施行令第39条の9で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばこことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第42条の3第1項中「消費等」の次に「(第3項第3号アにおいて「売渡し等」という。)」を加え、同条第2項中「前項の製造たばこ」の次に「(加熱式たばこを除く。)」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表第1項第1号中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に改め、同項第2号中「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条に次の1項を加える。

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

- (1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量1グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法
- (2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第8条の2の3で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法
- (3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額として施行令第39条の9の2第4項で定めるところにより計算した金額をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法
  - ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が

定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

第42条の4中「860円」を「930円」に改める。

第2条 茨城県県税条例の一部を次のように改正する。

第42条の3第3項中「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0.4」に改める。

第3条 茨城県県税条例の一部を次のように改正する。

第22条第1項、第5項及び第7項中「によつて」を「により」に改める。

第22条の3第1項中「によつて」を「により」に改め、同項第2号中「125万円」を「135万円」に改める。

第25条の2中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者」に改める。

第32条中「においては」を「には」に、「の外」を「のほか」に改める。

第40条第1項第1号イ中「みなし課税法人、」の次に「投資法人（」を加え、「投資法人、」を「投資法人をいう。）、特定目的会社（」に改め、「特定目的会社」の次に「をいう。）」を加える。

第40条の4第1項中「第20条」を「第19条」に改める。

第40条の8第2項中「第72条の33第3項」を「第72条の31第3項」に改める。

第40条の19第1項中「によつて」を「により」に改める。

第42条の3第3項中「0.6」を「0.4」に、「0.4を」を「0.6を」に改める。

第42条の4中「930円」を「1,000円」に改める。

第4条 茨城県県税条例の一部を次のように改正する。

第42条の3第3項中「0.4を」を「0.2を」に、「0.6」を「0.8」に改める。

第42条の4中「1,000円」を「1,070円」に改める。

第5条 茨城県県税条例の一部を次のように改正する。

第42条の2の2中「及び次条第3項第1号」を削る。

第42条の3第1項中「第3項第3号ア」を「第3項第2号ア」に改め、同条第3項中「第1号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した」を削り、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

（茨城県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第6条 茨城県県税条例等の一部を改正する条例（平成27年茨城県条例第44号）の一部を次のように改正する。

付則第5条第2項中「は、新条例」を「は、茨城県県税条例」に改め、同項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第13項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、「204円」を「274円」に改め、同条第14項の表第4項の項中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改め、同表第7項の表第42条の9の2第1項の項の項中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に改め、同表第7項の表第42条の14第1項の項の項中「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条及び第6条並びに付則第3条の規定 平成30年10月1日
- (2) 第2条及び付則第4条の規定 平成31年10月1日
- (3) 第3条中茨城県県税条例第40条の4第1項の改正規定 平成32年1月1日
- (4) 第3条（前号、次号及び第6号に掲げる改正規定を除く。）の規定 平成32年4月1日
- (5) 第3条中茨城県県税条例第42条の3第3項及び第42条の4の改正規定並びに付則第5条の規定 平成32年10月1日
- (6) 第3条中茨城県県税条例第22条の3第1項第2号及び第25条の2の改正規定並びに次条の規定 平成33年1月1日
- (7) 第4条及び付則第6条の規定 平成33年10月1日
- (8) 第5条及び付則第7条の規定 平成34年10月1日

（県民税に関する経過措置）

第2条 前条第6号に掲げる規定による改正後の茨城県県税条例第22条の3第1項第2号及び第25条の2の規定は、平成33年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成32年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

（県たばこ税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、付則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

2 平成30年10月1日前に茨城県県税条例第42条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同条例第42条の5第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下「売渡し等」という。）が行われた地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号。以下「地方税法等改正法」という。）第1条の規定による改正前の地方税法第74条第1号に規定する製造たばこ（茨城県県税条例等の一部を改正する条例（平成27年茨城県条例第44号）付則第5条第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この条において「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する茨城県県税条例第42条第1項に規定する卸売販売業者等（以下「卸売販売業者等」という。）又は同項に規定する小売販売業者（以下「小売販売業者」という。）がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき70円とする。

3 前項に規定する者は、その者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこの貯蔵場所ごとに、その者が小売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所ごとに、地方税法等改正法附則第10条第3項に規定する総務省令で定める様式により、次に掲げる事項を記載した申告書を平成30年10月31日までに、知事に提出しなければならない。

- (1) 所持する製造たばこの区分（第1条の規定による改正後の茨城県県税条例（第6項において「新条例」という。）第41条の17に規定する製造たばこの区分をいう。以下同じ。）及び区分ごとの数量並びに当該数量のうち売渡し等が行われたものにより算出した県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数
- (2) 前号の課税標準となる製造たばこの本数により算出した前項の規定による県たばこ税額
- (3) その他参考となるべき事項

4 第2項に規定する者が、前項の規定による申告書を、地方税法等改正法附則第23条第3項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第51条第2項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町村長又は税務署長に提出した場合において、当該市町村長又は税務署長が前項の規定による申告書を受理したときは、当該申告書は、同項の規定により知事に提出されたものとみなす。

- 5 第3項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、当該申告書に記載した同項第2号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。
- 6 第2項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例の規定中県たばこ税に関する部分（新条例第42条の3第1項、第42条の4、第42条の5、第42条の7、第42条の8及び第42条の11の規定を除く。）を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第42条の3第2項	前項	茨城県県税条例等の一部を改正する条例（平成30年茨城県条例第 号。以下この節において「平成30年改正条例」という。）付則第3条第2項
第42条の3第3項	第1項	平成30年改正条例付則第3条第2項
第42条の9第1項及び第2項	第42条の7第1項	平成30年改正条例付則第3条第3項
第42条の9の2第1項	第42条の7第1項	平成30年改正条例付則第3条第3項
	法第74条の10第1項から第3項までに規定する申告書の提出期限	平成30年10月31日
第42条の14第1項	経過する日	経過する日（当該経過する日が平成31年4月1日前である場合には、同日）

- 7 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第2項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、茨城県県税条例第42条の11の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が同条例第42条の7第1項又は第2項の規定により知事に提出すべき申告書には、地方税法等改正法附則第10条第7項に規定する総務省令で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

第4条 付則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

第5条 別段の定めがあるものを除き、付則第1条第5号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた地方税法等改正法第1条の規定による改正後の地方税法第74条第1項第1号に規定する製造たばこ（以下「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき70円とする。

- 3 前項に規定する者は、その者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこの貯蔵場所ごとに、その者が小売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所ごとに、地方税法等改正法附則第12条第

3項に規定する総務省令で定める様式により、次に掲げる事項を記載した申告書を平成32年11月2日までに、知事に提出しなければならない。

- (1) 所持する製造たばこの区分及び区分ごとの数量並びに当該数量のうち売渡し等が行われたものにより算出した県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数
  - (2) 前号の課税標準となる製造たばこの本数により算定した前項の規定による県たばこ税額
  - (3) その他参考となるべき事項
- 4 第2項に規定する者が、前項の規定による申告書を、地方税法等改正法附則第25条第3項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第51条第10項において準用する同条第2項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町村長又は税務署長に提出した場合において、当該市町村長又は税務署長が前項の規定による申告書を受領したときは、当該申告書は、同項の規定により知事に提出されたものとみなす。
- 5 第3項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、当該申告書に記載した同項第2号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。
- 6 第2項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、付則第1条第5号に掲げる規定による改正後の茨城県県税条例（以下この項において「32年10月新条例」という。）の規定中県たばこ税に関する部分（32年10月新条例第42条の3第1項、第42条の4、第42条の5、第42条の7、第42条の8及び第42条の11の規定を除く。）を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年10月新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第42条の3第2項	前項	茨城県県税条例等の一部を改正する条例（平成30年茨城県条例第 号。以下この節において「平成30年改正条例」という。）付則第5条第2項
第42条の3第3項	第1項	平成30年改正条例付則第5条第2項
第42条の9第1項及び第2項	第42条の7第1項	平成30年改正条例付則第5条第3項
第42条の9の2第1項	第42条の7第1項	平成30年改正条例付則第5条第3項
	法第74条の10第1項から第3項までに規定する申告書の提出期限	平成32年11月2日
第42条の14第1項	経過する日	経過する日（当該経過する日が平成33年3月31日前である場合には、同日）

- 7 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第2項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、茨城県県税条例第42条の11の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が同条例第42条の7第1項又は第2項の規定により知事に提出すべき申告書には、地方税法等改正法附則第12条第7項に規定する総務省令で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

第6条 別段の定めがあるものを除き、付則第1条第7号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。



- 2 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき70円とする。
- 3 前項に規定する者は、その者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこの貯蔵場所ごとに、その者が小売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所ごとに、地方税法等改正法附則第13条第3項に規定する総務省令で定める様式により、次に掲げる事項を記載した申告書を平成33年11月1日までに、知事に提出しなければならない。
- (1) 所持する製造たばこの区分及び区分ごとの数量並びに当該数量のうち売渡し等が行われたものにより算出した県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数
  - (2) 前号の課税標準となる製造たばこの本数により算定した前項の規定による県たばこ税額
  - (3) その他参考となるべき事項
- 4 第2項に規定する者が、前項の規定による申告書を、地方税法等改正法附則第26条第3項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第51条第12項において準用する同条第2項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町村長又は税務署長に提出した場合において、当該市町村長又は税務署長が前項の規定による申告書を受領したときは、当該申告書は、同項の規定により知事に提出されたものとみなす。
- 5 第3項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、当該申告書に記載した同項第2号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。
- 6 第2項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、第4条の規定による改正後の茨城県県税条例（以下この項において「33年新条例」という。）の規定中県たばこ税に関する部分（33年新条例第42条の3第1項、第42条の4、第42条の5、第42条の7、第42条の8及び第42条の11の規定を除く。）を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第42条の3第2項	前項	茨城県県税条例等の一部を改正する条例（平成30年茨城県条例第 号。以下この節において「平成30年改正条例」という。）付則第6条第2項
第42条の3第3項	第1項	平成30年改正条例付則第6条第2項
第42条の9第1項及び第2項	第42条の7第1項	平成30年改正条例付則第6条第3項
第42条の9の2第1項	第42条の7第1項	平成30年改正条例付則第6条第3項
	法第74条の10第1項から第3項までに規定する申告書の提出期限	平成33年11月1日
第42条の14第1項	経過する日	経過する日（当該経過する日が平成34年3月31日前である場合には、同日）

- 7 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、

第2項の規定により県たばこ税を課された，又は課されるべきものの返還を受けた場合には，当該県たばこ税に相当する金額を，茨城県県税条例第42条の11の規定に準じて，同条の規定による当該製造たばこにつき納付された，又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて，当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し，又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において，当該卸売販売業者等が同条例第42条の7第1項又は第2項の規定により知事に提出すべき申告書には，地方税法等改正法附則第13条第7項に規定する総務省令で定めるところにより，当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

第7条 付則第1条第8号に掲げる規定の施行の日前に課した，又は課すべきであった県たばこ税については，なお従前の例による。

平成30年6月1日提出

茨城県知事 大井川 和彦

## 第87号議案

### 茨城県旅館業法施行条例の一部を改正する条例

茨城県旅館業法施行条例（昭和36年茨城県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「旅館業施設」を「旅館業の施設」に改める。

第4条中「または」を「又は」に、「かわる換気装置」を「代わる換気関係設備」に、「はかる」を「図る」に改める。

第5条及び第6条を削る。

第7条第1号中「毎日1回以上」を「定期的に」に、「はかる」を「図る」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 寝具は、適切に洗濯、管理等を行うこと。

第7条第3号中「敷布、ゆかた、ふとんえり、まくらおおい」を「寝衣、敷布、布団カバー、枕カバー」に、「洗たく」を「洗濯」に改め、同条を第5条とする。

第8条を削る。

第9条第1項中「元せん」を「元栓」に改め、同条第2項中「はかる」を「図る」に、「元せん」を「元栓」に改め、同条を第6条とする。

第10条を第7条とする。

第11条第1号中「でい酔者」を「泥酔者」に改め、同条を第8条とする。

第12条第1項第1号から第3号までを削り、同項第4号中ウを削り、エをウとし、オをエとし、カをオとし、同号を同項第1号とし、同項第5号イ中「流水式の」を削り、同号を同項第2号とし、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定は、政令第1条第2項第7号の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準及び同条第3項第5号の規定による下宿営業の施設の構造設備の基準について準用する。

第12条第3項を削り、同条を第9条とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年6月1日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

## 第88号議案

### 医療法に基づき病院及び療養病床を有する診療所の人員及び施設に関する 基準等を定める条例の一部を改正する条例

医療法に基づき病院及び療養病床を有する診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例（平成24年茨城県条例第58号）の一部を次のように改正する。

題名中「医療法」を「医療法等」に改める。

第1条中「及び第5項」を削り、「第2項」の次に「並びに地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号。以下「地域包括ケア強化法」という。）附則第28条」を加える。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条から第8条までを1条ずつ繰り上げる。

第9条中「第7条第1項第2号」を「第6条第1項第2号」に改め、同条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

（既存の療養病床の病床数とみなす介護老人保健施設及び介護医療院の入所定員数）

第9条 地域包括ケア強化法附則第28条の規定により既存の療養病床の病床数とみなす介護老人保健施設及び介護医療院の入所定員数は、療養病床を有する病院又は診療所の開設者が、平成30年4月1日以後に当該病院又は診療所の療養病床の転換（当該療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設又は介護医療院の用に供することをいう。）を行った場合における当該転換に係る介護老人保健施設又は介護医療院の入所定員数とする。

付則第2項の前の見出し及び同項から第4項までを削り、付則第1項の見出し及び項番号を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年6月1日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

## 第89号議案

### 茨城県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例

茨城県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例（昭和37年茨城県条例第47号）の一部を次のように改正する。

第1条中「(以下「県内」という。)」を削り、「又は」を「若しくは」に、「で将来県内の看護職員の確保が困難な施設等において看護職員の業務に従事しようとするもの及び」を「又は」に、「とする者で将来県内の」を「とする者であつて、将来看護職員不足地域に存する」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(定義)

第1条の2 この条例において「看護職員不足地域」とは、看護職員の不足によりその確保が必要な地域として規則で定める地域をいう。

2 この条例において「医療機関等」とは、次に掲げる施設をいう。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所
- (2) 前号に掲げるもののほか、法令の規定により看護職員の配置が必要とされる施設等であつて規則で定めるもの

第2条中「第1号から第4号までに掲げる者で将来別表第1に掲げる施設等（以下「養成施設修学生指定施設等」という。）において看護職員の業務に従事しようとするもの及び第5号に掲げる者で将来別表第2に掲げる施設等（以下「修士課程修学生指定施設等」という。）」を「次に掲げる者で将来看護職員不足地域に存する医療機関等」に改める。

第5条第3項中「に規定する学業成績表及び健康診断書を提出しない」を「の規定による求めに応じなかった」に改める。

第7条及び第8条中「養成施設修学生指定施設等」及び「修士課程修学生指定施設等」を「看護職員不足地域に存する医療機関等」に改める。

第10条を次のように改める。

(学業成績表等の提出)

第10条 知事は、修学生に対し、学業成績表及び健康診断書の提出を求めることができる。

別表第1及び別表第2を削る。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の茨城県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例の規定は、この条例の施行の日以後に結ぶ保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金（以下「修学資金」という。）を貸与する契約（以下「貸与契約」という。）について適用し、同日前に結んだ貸与契約及び同日前から引き続き修学資金の貸与を受けるために結ぶ貸与契約については、なお従前の例による。

平成30年6月1日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

## 第90号議案

### 茨城県海外対象医師修学研修資金貸与条例の一部を改正する条例

茨城県海外対象医師修学研修資金貸与条例（平成29年茨城県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第1号中「の2倍に相当する期間に」を「(研修資金の貸与を受けた場合にあつては、当該期間に)」に、「(研修資金の貸与を受けなかつた修学生にあつては、修学資金の貸与を受けた期間の2倍)」を「)の2分の3」に、「。以下この号において「義務期間」という。) (義務期間)」を「(当該期間)に、「6年」を「9年」に改める。

付 則

この条例は、平成30年7月1日から施行する。

平成30年6月1日提出

茨城県知事 大井川 和彦

## 第91号議案

### 茨城県工業技術センターの使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する 条例

茨城県工業技術センターの使用料及び手数料徴収条例（昭和51年茨城県条例第14号）の一部を次のように改正する。

題名及び第1条中「茨城県工業技術センター」を「茨城県産業技術イノベーションセンター」に改める。

別表第1 1 茨城県工業技術センター（茨城県工業技術センター繊維工業指導所及び茨城県工業技術センター笠間陶芸大学校を除く。）の表中「茨城県工業技術センター（茨城県工業技術センター繊維工業指導所及び茨城県工業技術センター笠間陶芸大学校）」を「茨城県産業技術イノベーションセンター（茨城県産業技術イノベーションセンター繊維高分子研究所及び茨城県産業技術イノベーションセンター笠間陶芸大学校）」に改める。

別表第1 2 茨城県工業技術センター繊維工業指導所の表中「茨城県工業技術センター繊維工業指導所」を「茨城県産業技術イノベーションセンター繊維高分子研究所」に改める。

別表第2 1 茨城県工業技術センター（茨城県工業技術センター繊維工業指導所及び茨城県工業技術センター笠間陶芸大学校を除く。）の表中「茨城県工業技術センター（茨城県工業技術センター繊維工業指導所及び茨城県工業技術センター笠間陶芸大学校）」を「茨城県産業技術イノベーションセンター（茨城県産業技術イノベーションセンター繊維高分子研究所及び茨城県産業技術イノベーションセンター笠間陶芸大学校）」に改める。

別表第2 2 茨城県工業技術センター繊維工業指導所の表中「茨城県工業技術センター繊維工業指導所」を「茨城県産業技術イノベーションセンター繊維高分子研究所」に改める。

別表第2 3 茨城県工業技術センター笠間陶芸大学校の表中「茨城県工業技術センター笠間陶芸大学校」を「茨城県産業技術イノベーションセンター笠間陶芸大学校」に改める。

#### 付 則

この条例は、平成30年7月1日から施行する。

平成30年6月1日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

## 第92号議案

### 茨城県都市計画審議会条例の一部を改正する条例

茨城県都市計画審議会条例（昭和44年茨城県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「委員」の次に「25人以内」を加え、同項第1号中「7人以内」を削り、同項第2号中「2人以内」を削り、同項第3号中「6人以内」を削り、同項第4号中「2人以内」を削り、同項第5号中「8人以内」を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年6月1日提出

茨城県知事 大井川 和彦



## 第93号議案

### 茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業及び流域下水道事業の設置等に関する 条例の一部を改正する条例

茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業及び流域下水道事業の設置等に関する条例（昭和45年茨城県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項の表利根左岸さしま流域下水道の項中「28,600立方メートル」を「30,674立方メートル」に改め、同表鬼怒小貝流域下水道の項中「42,340立方メートル」を「44,380立方メートル」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年6月1日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

## 第94号議案

### 茨城県県立学校設置条例の一部を改正する条例

茨城県県立学校設置条例（昭和39年茨城県条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第2中茨城県立太田第一高等学校の項の次に次のように加え、茨城県立太田第二高等学校の項及び茨城県立佐竹高等学校の項を削る。

茨城県立太田西山高等学校	常陸太田市新宿町
--------------	----------

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。  
（茨城県立太田第二高等学校及び茨城県立佐竹高等学校の存続に関する経過措置）
- 2 この条例による改正前の茨城県県立学校設置条例別表第2に規定する茨城県立太田第二高等学校及び茨城県立佐竹高等学校は、この条例による改正後の茨城県県立学校設置条例別表第2の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に当該高等学校に在学する者（施行日から平成33年3月31日までの間にこれらの者が属する学年に転入学し、編入学し、又は再入学した者を含む。）が当該高等学校に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 前項の規定により存続するときの平成33年4月1日以後の茨城県立佐竹高等学校の位置は、常陸太田市新宿町とする。

平成30年6月1日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

## 第95号議案

### 県有財産の売却処分について

下記により，県有財産を売却処分するものとする。

記

1 不動産の表示

東茨城郡茨城町中央工業団地 6 番12

土 地 30,000.00平方メートル

2 売却予定価格

金 534,000,000円

3 売却処分先

神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目11番地 5 川浅ビル

東日本エア・ウォーター物流株式会社

代表取締役社長 濱 中 一 久

平成30年 6 月 1 日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

## 第96号議案

### 県有財産の売却処分について

下記により，県有財産を売却処分するものとする。

記

- 1 不動産の表示  
つくば市谷田部字真瀬向52番 1 ほか38筆  
土 地 29,868.45平方メートル
- 2 売却予定価格  
金 676,245,221円
- 3 売却処分先  
つくば市研究学園一丁目 1 番地 1  
つくば市長 五十嵐 立 青

平成30年 6 月 1 日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

## 第97号議案

### 工事請負契約の締結について

下記により，工事請負契約を締結するものとする。

記

契約の目的	契約の方法	契約金額	契約人住所氏名
国補地道 第29-03-339-Z-001号 一般国道461号 (仮称)北沢トンネル 本体工事(その1)	条件付き 一般競争入札	2,230,318,800 <sup>円</sup>	水戸市吉沢町311番地1 株木・根本・珂北特定建設工事共同企業体 代表者 株木建設株式会社 取締役社長 株木 雅浩 代理人 茨城本店常務執行役員本店長 黒江 俊郎

平成30年6月1日提出

茨城県知事 大井川 和彦

## 第98号議案

### 工事請負契約の締結について

下記により，工事請負契約を締結するものとする。

記

契約の目的	契約の方法	契約金額	契約人住所氏名
国補地道 第29-03-339-Z-002号 一般国道461号 (仮称)北沢トンネル 本体工事(その2)	条件付き 一般競争入札	2,229,087,600 <sup>円</sup>	水戸市三の丸一丁目4番73号 三井住友・岡部・日興特定建設工事共同企業体 代表者 三井住友建設株式会社 代表取締役社長 新井 英雄 代理人 茨城営業所所長 背黒 要

平成30年6月1日提出

茨城県知事 大井川 和彦

報

告

## 報告第2号

### 地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について

別記9件のおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定に基づき、報告する。  
原案承認されたい。

平成30年6月1日提出

茨城県知事 大井川 和彦



## 別記 1

### 平成29年度 茨城県一般会計補正予算（第5号）

平成29年度茨城県一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,282,173千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,102,036,466千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成30年3月30日

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県 税		377,829,199 <sup>千円</sup>	△ 336,038 <sup>千円</sup>	377,493,161 <sup>千円</sup>
	1 県 民 税	125,297,642	60,809	125,358,451
	2 事 業 税	84,769,708	611,303	85,381,011
	3 地 方 消 費 税	66,275,444	△ 948,906	65,326,538
	5 県 た ば こ 税	3,457,826	△ 11,597	3,446,229
	7 自 動 車 取 得 税	4,900,705	△ 47,647	4,853,058
3 地 方 譲 与 税		45,209,229	△ 217,374	44,991,855
	1 地 方 法 人 特 別 譲 与 税	40,891,346	14,067	40,905,413
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	4,124,949	△ 230,935	3,894,014
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	192,462	△ 563	191,899
	4 航 空 機 燃 料 譲 与 税	472	57	529
5 地 方 交 付 税		193,104,191	272,473	193,376,664
	1 地 方 交 付 税	193,104,191	272,473	193,376,664
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		845,528	△ 46,813	798,715
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	845,528	△ 46,813	798,715
11 寄 附 金		485,247	10,000	495,247
	1 寄 附 金	485,247	10,000	495,247
14 諸 収 入		86,222,430	1,119,179	87,341,609
	4 貸 付 金 元 利 収 入	68,463,609	1,164,940	69,628,549
	6 収 益 事 業 収 入	7,723,396	△ 45,761	7,677,635
15 県 債		121,498,500	△ 2,083,600	119,414,900
	1 県 債	121,498,500	△ 2,083,600	119,414,900
歳 入 合 計		1,103,318,639	△ 1,282,173	1,102,036,466

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		39,637,828 <sup>千円</sup>	△ 298,180 <sup>千円</sup>	39,339,648 <sup>千円</sup>
	1 総務管理費	21,726,871	△ 71,007	21,655,864
	2 徴税費	12,431,934	△ 225,351	12,206,583
	7 諸費	635,746	△ 1,822	633,924
11 教育費		276,160,591	△ 650,471	275,510,120
	1 教育総務費	52,206,140	△ 304,734	51,901,406
	2 小学校費	85,103,562	△ 154,321	84,949,241
	3 中学校費	47,893,852	△ 27,204	47,866,648
	4 高等学校費	58,775,011	△ 88,265	58,686,746
	5 特別支援学校費	23,320,544	△ 75,947	23,244,597
13 公債費		144,915,017	△ 55,896	144,859,121
	1 公債費	144,915,017	△ 55,896	144,859,121
14 諸支出金		122,960,435	△ 100,617	122,859,818
	1 ゴルフ場利用税交付金	1,964,187	△ 69,646	1,894,541
	3 利子割交付金	619,295	△ 29,454	589,841
	8 株式等譲渡所得割交付金	1,777,630	△ 1,517	1,776,113
15 予備費		270,000	△ 177,009	92,991
	1 予備費	270,000	△ 177,009	92,991
歳出合計		1,103,318,639	△ 1,282,173	1,102,036,466

第2表 地方債補正

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	補正後の額			
治 山 事 業	千円 296,000	千円 —	千円 296,000	債券発行又は普通貸借 (他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるために必要な金額を加えた金額)	年利5.0パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 (据置期間を含む。)
水産基盤整備事業	441,300	△ 500	440,800			
湛水防除事業	93,600	—	93,600			
土地改良事業	2,504,900	△ 800	2,504,100			
河川事業	11,144,700	△ 700	11,144,000			
海岸整備事業	431,800	△ 200	431,600			
砂防事業	106,900	△ 300	106,600			
急傾斜地崩壊対策事業	275,300	—	275,300			
港湾整備事業	1,123,800	△ 400	1,123,400			
道路橋梁整備事業	15,827,400	△ 1,100	15,826,300			
街路事業	2,632,600	△ 200	2,632,400			
空港整備事業	55,500	△ 100	55,400			
放課後児童クラブ整備事業	106,100	△ 100	106,000			
工業技術センター施設整備事業	85,000	—	85,000			
産業技術専門学院整備事業	8,000	△ 300	7,700			
繊維工業指導所整備事業	51,200	△ 3,500	47,700			
栽培漁業センター施設整備事業	7,500	—	7,500			
体育施設整備事業	2,006,200	△ 3,200	2,003,000			
公営住宅建設事業	606,600	△ 400	606,200			
現年補助災害復旧事業	160,400	△ 23,600	136,800			
現年直轄災害復旧事業	303,400	△ 61,800	241,600			
単独災害復旧事業	167,500	△ 200	167,300			
児童福祉施設整備事業	9,400	△ 400	9,000			
老人福祉施設整備事業	1,450,000	—	1,450,000			

障害福祉施設整備事業	138,900	△	1,500	137,400			
県庁舎等整備事業	137,300		—	137,300			
交通安全施設整備事業	593,200		—	593,200			
警察施設整備事業	606,200	△	200	606,000			
公園事業	410,100	△	200	409,900			
高校整備事業	350,900	△	6,900	344,000			
文化施設整備事業	315,200	△	8,300	306,900			
特別支援学校整備事業	416,500	△	17,200	399,300			
空港周辺整備事業	3,300	△	100	3,200			
地域鉄道設備等整備事業	12,300		—	12,300			
石綿対策事業	64,400		—	64,400			
災害救助対策事業	6,300		—	6,300			
狩猟者研修センター整備事業	95,300	△	12,300	83,000			
観光施設整備事業	38,700	△	300	38,400			
農業大学校施設整備事業	60,700		—	60,700			
農業総合センター施設整備事業	267,200	△	100	267,100			
養豚研究所施設整備事業	233,600		—	233,600			
水産試験場施設整備事業	39,100	△	100	39,000			
とうかい代船建造事業	180,400		—	180,400			
地域活性化事業	738,600	△	400	738,200			
防災対策事業	754,500	△	200	754,300			
合併特例事業	4,283,500	△	200	4,283,300			
地方道路等整備事業	2,486,400	△	500	2,485,900			
緊急防災・減災事業	739,400	△	200	739,200			
上水道事業出資金	535,000	△	7,000	528,000			40年以内 (据置期間を含む。)
臨時財政対策債	65,083,700	△	100	65,083,600			} 30年以内 (据置期間を含む。)
退職手当債	3,000,000	△	1,930,000	1,070,000			

災害援護資金 貸付金	12,700	-	12,700	普通貸借	無利子	15年以内 (据置期間を含む。)
合計	121,498,500	△ 2,083,600	119,414,900			

## 別記 2

### 平成29年度 茨城県公債管理特別会計補正予算（第2号）

平成29年度茨城県公債管理特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ33,598千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ176,887,994千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成30年3月30日

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公債管理収入		176,921,592 <sup>千円</sup>	△ 33,598 <sup>千円</sup>	176,887,994 <sup>千円</sup>
	1 財産収入	64,793	△ 176	64,617
	2 繰入金	38,879,399	△ 33,423	38,845,976
	4 諸収入	—	1	1
歳入合計		176,921,592	△ 33,598	176,887,994

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公債管理支出		176,921,592 <sup>千円</sup>	△ 33,598 <sup>千円</sup>	176,887,994 <sup>千円</sup>
	1 公債費	176,921,592	△ 33,598	176,887,994
歳出合計		176,921,592	△ 33,598	176,887,994



## 別記 3

### 損害賠償の額の決定について

県道つくば野田線で発生した車両破損等事故について、損害賠償の額を下記のとおり定めるものとする。

記

1 損害賠償の額 金 1,039,464円

2 損害賠償の相手方

(1) 埼玉県さいたま市 個人

(2) 東京都新宿区西新宿一丁目26番1号

損害保険 ジャパン日本興亜株式会社

代表取締役 西 澤 敬 二

3 事故発生の日時及び場所

平成29年9月14日（木）午後6時55分頃

坂東市蕨打1518番地1地先県道上

4 事故の概要

県道つくば野田線を大型自動二輪車で走行中、路面に生じていた段差に乗り上げ、これにより前方を走行していた自動車に接触した後ガードレールに衝突し、大型自動二輪車等を破損するとともに、運転者が負傷した。

（注）上記賠償額については、全て損害保険ジャパン日本興亜株式会社から支払われるものである。

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成30年3月30日

茨城県知事 大井川 和 彦

## 別記 4

### 損害賠償の額の決定について

県道阿波山徳蔵線で発生した自動車破損事故について、損害賠償の額を下記のとおり定めるものとする。

記

1 損害賠償の額 金 1,351,560円

2 損害賠償の相手方

(1) 千葉県船橋市 個人

(2) 東京都新宿区西新宿一丁目26番1号

損害保険 ジャパン日本興亜株式会社

代表取締役 西 澤 敬 二

3 事故発生の日時及び場所

平成29年10月21日（土）午後5時30分頃

東茨城郡城里町大字塩子3473番地地先県道上

4 事故の概要

県道阿波山徳蔵線を普通乗用自動車で行中、車道上に放置された石に衝突し、普通乗用自動車を破損した。

（注）上記賠償額については、全て損害保険ジャパン日本興亜株式会社から支払われるものである。

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成30年3月30日

茨城県知事 大井川 和 彦

## 別記 5

### 茨城県県税条例の一部を改正する条例

茨城県県税条例（昭和25年茨城県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第17条第3項中「第65条第1項」の次に「から第3項まで」を加え、同条第4項中「第65条第2項」を「第65条第4項から第6項まで」に改め、同条第6項中「第5項（」の次に「これらの規定を」を加える。

第40条第1項中「によつて」を「により」に改め、同項第2号中「ガス供給業」の次に「（ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第5項に規定する一般ガス導管事業及び同条第7項に規定する特定ガス導管事業以外のもののうち、同条第10項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）以外の者が行うものを除く。以下この節において同じ。）」を加える。

第41条の3第1項中「共同住宅等」の次に「（法第73条の14第1項に規定する共同住宅等をいう。第41条の10第1項及び第41条の16第1項において同じ。）」を加える。

第41条の10第1項中「においては」を「には」に、「この項、次項」を「この条」に、「1戸について」を「1戸」に、「について」を「」について」に改め、同項第3号中「に係る」を「の用に供する」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に改め、「。第41条の13の2において同じ。」を削り、同条第7項中「の規定によつて」を「又は第3項の規定により」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第3項」を「第4項」に、「によつて」を「により」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「ほか、第1項の」を「ほか、」に、「場合の」を「場合における」に、「その他同項及び第2項」を「その他の同項から第3項まで」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「及び第2項」を「から第3項まで」に、「場合においては」を「ときは」に、「ときに限り」を「ときに限り、」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「においては」を「には」に、「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から150万円（当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅（法第73条の24第3項に規定する耐震基準不適合既存住宅をいう。以下この項、次条第1項並びに第41条の13の2第1項及び第3項において同じ。）1戸についてその床面積の2倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が200を超える場合には、200とする。）を乗じて得た金額が150万円を超えるときは、当該乗じて得た金額）に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

(1) 土地を取得した者が当該土地を取得した日から1年以内に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を取得した場合（当該耐震基準不適合既存住宅の取得が第41条の13の2第1項の規定に該当する場合に限る。）

(2) 土地を取得した者が当該土地を取得した日前1年の期間内に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を取得していた場合（当該耐震基準不適合既存住宅の取得が第41条の13の2第1項の規定に該当する場合に限る。）

第41条の11第1項中「又は第2項第1号」を「、第2項第1号又は第3項」に改め、「1年以内」の次に「、同条第3項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から1年6月以内、同項第2号の規定の適用を受ける土地の取得（当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第41条の13の2第1項の規定に該当することとなつた日前に行われたものに限る。）にあつては当該土地の取得の日から6月以内」を加える。

第41条の12中「によつて」を「により」に、「若しくは第2項第1号」を「、第2項第1号若しくは第3項」に改める。

第41条の13第1項中「又は第2項第1号」を「、第2項第1号又は第3項」に、「によつて」を「により」に改める。

第41条の13の2第1項中「（新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもの以外の住宅で施行令第37条

の18第1項に規定するもののうち耐震基準適合既存住宅以外のものをいう。以下この項及び第3項において同じ。)」を削り、「当該住宅が」の次に「法第73条の14第3項に規定する」を加え、同条第4項及び第5項中「によつて」を「により」に改める。

付則第17条第1項中「平成30年3月31日」を「平成32年3月31日」に改め、同条第2項中「同項第1号」を「同項」に、「平成30年3月31日」を「平成32年3月31日」に、「土地の取得の日」を「同日」に、「においては」を「には」に改める。

付則第17条の2第1項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改め、同条第2項中「若しくは第2項」を「から第3項まで」に改める。

付則第17条の3の2第1項中「によつて」を「により」に、「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改め、同条第2項中「又は第2項」を「から第3項まで及び法附則第11条の4第6項」に改め、「不動産取得税の課税標準となるべき」を削り、同条第3項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に、「によつて」を「により」に、「にあつては」を「には」に、「若しくは第9項又は」を「及び第9項並びに」に改める。

付則第17条の5第2項から第8項までの規定中「第12項」を「第13項」に改める。

付則第17条の5の2中「平成30年3月31日」を「平成31年9月30日」に改める。

付則第17条の5の3第9項中「及び第11項」を「から第12項まで」に、「並びに衝突」を「衝突」に、「を備える」を「又は車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（次項及び第13項において「車線逸脱警報装置」という。）のいずれか2以上を備える」に改め、「同条第9項」の次に「各号列記以外の部分」を加え、「附則第12条の2の4第9項第3号」を「附則第12条の2の4第9項第4号」に改め、同条第10項中「法附則第12条の2の4第10項各号に掲げる自動車」を「車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。次項及び第13項において同じ。）が8トンを超え20トン以下のトラック（法附則第12条の2の4第9項第3号に規定する総務省令で定めるけん引自動車及び被けん引自動車を除く。以下この条において同じ。）であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準（同項第2号に規定する車両安定性制御装置に係る保安基準をいう。次項において同じ。）、同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準（法附則第12条の2の4第9項第1号に規定する衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準をいう。次項において同じ。）及び道路運送車両法第41条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準（同号に規定する車線逸脱警報装置に係る保安基準をいう。第13項において同じ。）のいずれにも適合するもの」に、「及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（同項）を「衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもの（法附則第12条の2の4第10項）に改め、「法附則第12条の2の4第10項第1号に掲げるトラックにあつては」を削り、「同項第2号に掲げるトラックにあつては当該取得が平成29年4月1日から平成30年10月31日までに行われたときに限り、第46条第1項」を「同項」に改め、同条第13項中「附則第12条の2の4第13項」を「附則第12条の2の4第14項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項中「車両総重量が12トンを超えるバス等（」を削り、「をいう。）」を「及び車両総重量が3.5トンを超え22トン以下のトラック」に、「車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項において「車線逸脱警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で法附則第12条の2の4第12項に規定する総務省令で定めるもの」を「車線逸脱警報装置に係る保安基準」に、「（同項）を「（法附則第12条の2の4第13項に」に改め、「平成31年3月31日」の次に「（車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックにあつては、平成30年10月31日）」を加え、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第12条の2の4第11項各号」を「附則第12条の2の4第12項各号」に、「附則第12条の2の4第11項第4号」を「附則第12条の2の4第12項第4号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項の次に次の1項を加える。

11 車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成27年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するものう

ち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（法附則第12条の2の4第11項に規定する総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第46条第1項の規定の適用については、当該取得が平成30年10月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

付則第17条の7第1項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改め、同条第2項中「によつて」を「により」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

付則第28条中「第36条中」を「同条中」に、「第44項」を「第46項」に改める。

#### 付 則

##### （施行期日）

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

##### （県民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めのあるものを除き、この条例による改正後の茨城県県税条例（以下「新条例」という。）の規定中法人の県民税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

2 新条例第17条第3項及び第4項の規定は、平成29年1月1日以後に地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。次条第2項において「新法」という。）第65条第1項又は第4項の申告書の提出期限が到来する法人の県民税に係る延滞金について適用する。

##### （事業税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがある場合を除き、新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 新条例第17条第6項の規定は、平成29年1月1日以後に新法第75条の45の2第1項の申告書の提出期限が到来する法人の事業税に係る延滞金について適用する。

##### （不動産取得税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

##### （自動車取得税に関する経過措置）

第5条 新条例付則第17条の5の3第9項から第11項まで及び第13項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対し課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成30年3月31日

茨城県知事 大井川 和彦

## 別記 6

### 和解について

水戸警察署所属の小型乗用自動車の運行に係る交通事故について、下記のとおり和解するものとする。

#### 記

#### 1 和解の相手方

水戸市 個人

#### 2 和解の内容

(1) 平成29年7月5日(水)午後2時5分頃、水戸市青柳町4566番地地先県道上で発生した事故

#### (2) 事故の概要

水戸警察署所属の職員が、小型乗用自動車を運転して出張途中、上記県道において、相手方の小型乗用自動車に追突し、損害を与えた。

(3) 茨城県が支払う損害賠償額 1,406,356円

(注) 上記賠償額のうち1,306,356円は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社から支払われるものである。

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成30年4月17日

茨城県知事 大井川 和彦

## 別記 7

### 和解について

日立警察署所属の普通特種自動車の運行に係る交通事故について、下記のとおり和解するものとする。

記

#### 1 和解の相手方

小美玉市 個人

#### 2 和解の内容

(1) 平成29年7月5日（水）午後11時41分頃、日立市千石町4丁目7番5号地先市道上で発生した事故

(2) 事故の概要

日立警察署所属の職員が、普通特種自動車を運転して出張途中、上記市道において、相手方の軽乗用自動車と衝突し、損害を与えた。

(3) 茨城県が支払う損害賠償額 1,067,051円

（注）上記賠償額のうち967,051円は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社から支払われるものである。

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成30年4月25日

茨城県知事 大井川 和彦

## 別記 8

### 和解について

駐車場で発生した車両破損事故について、下記のとおり和解するものとする。

#### 記

#### 1 和解の相手方

那珂郡東海村 個人

#### 2 和解の内容

(1) 平成29年12月18日（月）午後 7 時46分頃、那珂郡東海村大字豊岡428番地駐車場で発生した事故

#### (2) 事故の概要

ひたちなか警察署所属の職員が、上記場所において、事故車両を移動させた際、相手方の普通乗用自動車に衝突し、損害を与えた。

(3) 茨城県が支払う損害賠償額 500,264円

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成30年 4 月27日

茨城県知事 大井川 和 彦



## 別記 9

### 和解について

自家用自動車による公務出張承認に係る小型乗用自動車の運行に係る交通事故について、下記のとおり和解するものとする。

#### 記

#### 1 和解の相手方

古河市 個人

#### 2 和解の内容

(1) 平成29年10月24日（火）午後6時16分頃、つくば市竹園1丁目14番地地先県道上で発生した事故

#### (2) 事故の概要

県北農林事務所所属の職員が、小型乗用自動車を運転して出張途中、上記県道において、相手方の軽乗用自動車に衝突し、損害を与えた。

(3) 茨城県が支払う損害賠償額 510,300円

（注）上記賠償額は、東京海上日動火災保険株式会社から支払われるものである。

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成30年5月8日

茨城県知事 大井川 和彦